（３）ご利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第２０条参照）

当施設に利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設を利用することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担頂きます。
1 日あたり　246 円（外泊時費用）

②7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

３ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し、１５日以上入院された場合には、契約を解除することがありますが、契約を解除した場合であっても、３ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設で優先的に利用できます。

③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、契約解除後の支援、再入所についてのご相談もさせていただきます。

＊入院期間中も引き続き当該居室の居住費をご負担頂くことになります。入院費用と居住費の両方をご負担頂くことになりますので、入院期間に関わらず、契約の解除を希望される場合においても、契約解除後の支援、再入所についてのご相談をお受け致します。

（４）円滑な退所のための援助（契約書第１９条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合にはご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○地域包括支援センターの紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介